

A X - 7, B X - 7

民 法

甲土地はAが所有しており、Bは隣接する工場を拡張するために甲土地の購入をAに申し入れた。平成30年4月10日、Aが甲土地上の乙建物を取り壊して更地にした上で、これを代金2000万円でBに売る契約（以下「本件売買契約」という。）が結ばれた。

以上の事実を前提として、次の各小問に答えよ（各小問は独立した問いとする。）。

- 1 本件売買契約の際、Bは手付として200万円をAに支払った。本件売買契約には、手付に関し、「買主の違約による解除のときは、売主が手付金を没収する。売主の違約による解除のときは、売主は手付金の倍額を買主に支払う。」とだけ定められていた。Aが乙建物の取壊しを終えた平成30年5月10日、AはCより、甲土地を2500万円で買いたいとの申し入れを受けた。Aは、手付金の倍額である400万円を支払って本件売買契約を解除し、Cに甲土地を売ったほうが利益になると考えた。Aはこの方法で本件売買契約を解除することができるか。
- 2 平成30年5月10日、DはAに持ちかけて甲土地を2500万円で買い、所有権登記の移転を受けた。Dは、Bが甲土地を買った後も登記名義をまだ備えていないことに目をつけ、Bに高く売りつけるためにこれを購入したのであった。しかし、Dが甲土地を5000万円で買い取るようBに迫ったところBはこれを拒絶したため、Dは同年6月10日、A B間の本件売買契約を知らないEに甲土地を2500万円で売り、Eに所有権登記を移転した。Bは、Eに対し、甲土地の所有権を主張することができるか。

(100点)

A X - 7, B X - 7

刑 法

甲は、午後7時ころ、X市管理のZ公園でA女がベンチの上に小型ショルダーバッグを置いて友人のB女と話に夢中での見かけ、もし、A女がそのバッグを置き忘れたら、持ち去ろうと考えて様子をうかがっていた。その10分後、A女は、B女と話をしながらベンチを立ち、そのバッグをベンチの上に置き忘れたまま、公園の外にある駅の方角に歩き出した。甲は、ベンチから約30mの距離にある歩道橋をA女らがのぼりはじめ、その踊り場付近に至ったのを見て、周囲にも人がいなかったため、そこでそのバッグを手を取った。そして、それを持って公園内の公衆トイレ裏側のZ公園管理事務所の駐車場に行き、中から現金3万円を抜き取った。他方、Aは、歩道橋を渡ってベンチから約200m離れた改札口付近まで2分ほど歩いたところで、バッグを置き忘れたことに気づき、あわてた様子でベンチに戻ってきた。

A女の様子を見た甲は、すぐに現場から離れようと思ったところ、その駐車場に止めてある「X市公園管理事務所」とラッピングされた乗用車（以下「本件乗用車」という。）のエンジンキーが、同車内に置かれたままであることを気づいた。そこで、甲は、すでに午後7時を過ぎていてZ公園の管理人はいないだろうから、いったん本件乗用車に乗ってZ公園を離れ、日付の変わる午前0時にはこの駐車場の元の場所に戻すことにして、本件乗用車を運転し、公園の外へ出た。ところが、午後11時ころ、甲は、本件乗用車を運転しX市内を走行中に、X市公園管理事務所の自動車と同時間帯に走行していることを不審に思った警察官に呼び止められた。

甲の罪責について論ぜよ（特別法違反の点を除く）。

(100点)